

# 定 款

社団法人 外航船員医療事業団

# 社団法人 外航船員医療事業団定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人 外航船員医療事業団（以下「本事業団」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本事業団は、事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第 3 条 本事業団は、外洋を航行する船舶に乗り組む船員のための外地及び海上における医療体制の整備並びに健康管理体制の充実を図り、もって、わが国の海上産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本事業団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 外地における船員医療体制の整備に関すること。
- (2) 海上における船員医療体制の整備に関すること。
- (3) 船員の健康管理体制の充実に関すること。
- (4) 船員の船内衛生教育の充実に関すること。
- (5) その他本事業団の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の資格及び種別)

第 5 条 本事業団の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 船舶所有者、船舶所有者の団体又は船員の団体であつて本事業団の目的に賛同して入会したもの。
- (2) 賛助会員 本事業団の事業を賛助するため入会したもの。

(入 会)

第 6 条 本事業団の会員になろうとするものは、会長が別に定める  
入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を  
決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本事業団に対してそ  
の権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を  
定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に  
提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納め  
なければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納めなければなら  
ない。

3 既納の入会金及び会費は、返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、資格を喪失す  
るものとする。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 法人又は団体が解散したとき。

(5) 除名されたとき。

(退 会)

第 9 条 会員は、退会しようとするときは、会長が別に定める退会  
届を会長に提出して本事業団を退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、総会において

正会員総数の3分の2以上の議決により除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本事業団の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があると認められるとき。

(2) 定款又は総会の議決を無視する行為があると認められるとき。

(3) 著しく会費を滞納したとき。

(届 出)

第11条 会員は、氏名、名称若しくは代表者の氏名又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を会長に届け出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本事業団に、次の役員を置く。

理 事 11名以上13名以内

監 事 3名

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあつては指定代表者）の中から選任する。ただし、理事及び監事を正会員以外の者から選任することができる。

2 会長は、理事会において互選する。

3 副会長、専務理事及び常務理事は、理事のうちから会長が理事会の同意を得て選任する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 理事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 監事に異動があつたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第14条 会長は、本事業団を代表し、業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して常務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐して常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、本事業団の業務を執行する。
- 6 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第18条 本事業団に、顧問2名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べるることができる。

4 顧問には、第15条第1項及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

## 第4章 総 会

(総会の種別)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本事業団の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(3) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(4) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があ

ったとき、又は監事が招集したとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号から第4号までの規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第25条 正会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第27条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表

決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

## 第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第34条 理事会には、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 専門委員会

(専門委員会)

第35条 会長は、本事業団の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本事業団の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第37条 本事業団の財産を分けて、基金及び普通財産とする。

2 基金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金として指定して寄附された財産
- (2) 総会で基金に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基金以外の財産とする。

(財産の管理)

第38条 本事業団の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

2 本事業団の財産のうち基金は、これを処分し又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部に限り、これを処分し又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第39条 本事業団の経費は、普通財産をもって支弁する。

(剰余金の処分)

第40条 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を、基金に繰り入れ若しくは普通財産に繰り越すものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 本事業団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 本事業団の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(事業年度)

第44条 本事業団の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することはできない。

(解 散)

第46条 本事業団は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ解散することはできない。

(残余財産の処分)

第47条 本事業団の解散に伴う残余財産の処分は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本事業団と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第48条 本事業団の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

(7) 許可、認可等及び登記に関する書類

(8) 定款に定める機関の議事に関する書類

(9) 理事及び監事の履歴書

(10) 職員の名簿及び履歴書

(11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第10章 補 則

(細 則)

第50条 この定款に定めるもののほか、本事業団の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1. この定款は、本事業団設立許可のあった日\*から施行する。
2. 本事業団の設立により、外航船員医療事業団の会員及び一切の資産は、本事業団が承継する。
3. 本事業団設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
4. 本事業団設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後最初の通常総会までとする。
5. 本事業団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第20条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. 本事業団の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和57年3月31日までとする。

\*昭和56年8月1日

## 附 則

この定款の一部変更は、運輸大臣の認可のあった日（平成6年6月22日）から施行する。

（注）第2条、第15条第1項、第21条第1項。

## 附 則

この定款の一部変更は、運輸大臣の認可のあった日（平成12年7月17日）から施行する。

（注）第8条第2号。

## 附 則

この定款の一部変更は、中央省庁等改革に伴う定款の大臣名の変更のあった日（平成13年1月6日）から施行する。

（注）第36条第2項、第42条、第43条、第44条。

## 附 則

この定款の一部変更は、国土交通大臣の認可のあった日（平成18年7月31日）から施行する。

（注）第1条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条第2項、第10条、第12条、第13条第1項・第4項・第5項・第6項、第14条第2項・第3項・第5項・第6項、第15条第1項・第2項、第16条、第17条第2項・第3項、第18条第1項・第4項、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条。